

国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証の郵送方法について

現在ご使用中の国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日です。

新しい被保険者証は、7月下旬に普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の場合は、令和3年7月9日(金)までにお電話でご連絡ください。

※国民健康保険被保険者証は、同一世帯の加入者全員分をまとめて世帯主宛に郵送します。同一世帯の加入者ごとに異なる郵送方法にすることはできませんのでご了承ください。

問 本庁 (国民健康保険) 医療保険課国保G ☎52-1111 内線165
(後期高齢者医療) 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166

常陸大宮市福祉タクシー 利用タクシー会社休止について

令和3年常陸大宮市福祉タクシーに登録している「社会福祉法人 清河会」では、現在業務を休止しています。再開しましたら、お知らせいたします。

ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的および経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

次の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは特に行いませんので、ご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し該当者へ慰労金を支給します。

※重度要介護高齢者…市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方、またはそれと同等の状態であると市長が認めた方で、市民税が非課税である方

※介護者…市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○基準日 令和3年6月30日(水)

○対象期間 令和2年7月1日(水)～令和3年6月30日(水)までの1年間

○受付期間 令和3年7月1日(木)～令和3年7月30日(金)

○慰労金の額 6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

◆主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(令和2年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111